

半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年九月九日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第二十九号

半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年半田市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。